

金沢市UJITターン障害福祉職員就業支援金について

障害福祉サービス事業者が、石川県外に在住していた方を障害福祉職員として雇用し、その方へ支援金(転居などに要する費用)を支給した場合、市から就業支援金を交付します。

1. 対象

市内の障害福祉サービス事業者

2. 交付金額

1人あたり20万円を上限とし、実支給額を交付。

※ただし、就職後2年以内に退職した場合は全額返還とする。

3. 交付要件

- ・市内の障害福祉サービス事業所に正規雇用かつ常勤の障害福祉職員として勤務すること
- ・採用決定時に県外に住所を有していたこと
- ・採用決定時に県内で就業していないこと
- ・採用決定後に市内に転入したこと
- ・反社会的勢力の構成員等でないこと
- ・過去にこの要綱の規定による就業支援金の交付を受けていないこと など

4. 申請手続

- ・申請日は運営法人となります。
- ・手続きに必要な書類は、金沢市障害福祉課のホームページに掲載しています。押印不要ですので電子メール等でご提出ください。
- ・申請の際は、助成要件に合致するか等を確認いたしますので、事前に障害福祉課事業者管理係までご連絡をお願いします

5. お問い合わせについて

金沢市 障害福祉課 事業者管理係
電話番号 076-220-2018 FAX 076-232-0294
電子メール syoufuku@city.kanazawa.lg.jp
ホームページ [金沢市 障害福祉課 UJI](#)